

議 第 191 号

令和 2 年 6 月 24 日提出

熊本市長の期末手当の特例に関する条例の制定について

熊本市長の期末手当の特例に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長の期末手当の特例に関する条例

熊本市長等の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、令和 2 年 6 月に支給する市長の期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

（提出理由）

市長の期末手当の特例を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。